

周南市熊毛総合支所・ゆめプラザ熊毛 施設分類別計画



平成 2 9 (2017) 年 1 2 月
(令和 5 (2023) 年 3 月改訂)
周 南 市

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状と課題.....	3
第5章 今後の施設の方向性.....	7
第6章 計画期間.....	8
参考資料.....	9

第1章 本計画の目的

周南市熊毛総合支所・ゆめプラザ熊毛施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の「熊毛総合支所」及び「ゆめプラザ熊毛」について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

1. 設置目的

総合支所は、地域における行政サービスの拠点として、各種証明書の発行や、申請手続き等のサービスを提供しているほか、地域の活性化や地域における防災対策などの機能も有しています。また、本庁と地域をつなぐパイプとしての役割も果たしています。

ゆめプラザ熊毛は、熊毛地域の保健、福祉、子育て支援の推進や、市民交流活動、文化活動、生涯学習の促進を図る複合拠点施設として整備したもので、周南市ゆめプラザ熊毛条例に基づき、熊毛総合支所地域政策課が管理運営を行っています。

2. 経緯

当施設の建物は、林野庁所管事業として「木」を活かした地域づくりを推進するためのモデル的木造公共施設として整備したもので、平成13(2001)年5月に旧熊毛町庁舎として供用を開始し、平成15(2003)年4月21日の2市2町の合併に伴い、周南市熊毛総合支所としました。

平成21(2009)年度には建物の改修を行い、合併に伴う機構改革により空きスペースが生じた庁舎東棟を改修し有効活用を図るとともに、老朽化が進んでいた母子健康センター及び熊毛公民館の機能を集約し、子育て支援ルームや健康増進ルームなどを備えた複合施設「ゆめプラザ熊毛」としてリニューアルしました。

平成30(2018)年4月に公民館の市民センター化に伴い、周南市熊毛公民館が廃止となったことから、公民館部分もゆめプラザ熊毛として一括管理し、その機能を継承した形で現在に至っています。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	事務庁舎等	熊毛総合支所	周南市熊毛中央町1番1号	勝間	準広域
2	市民交流施設	ゆめプラザ熊毛	周南市熊毛中央町1番1号	勝間	準広域

周南市立熊毛図書館及び周南市熊毛歴史展示室については、図書館施設分類別計画及び文化財関連施設施設分類別計画において記載します。

図表 2 施設位置図



第4章 施設の現状と課題

1. 本計画で対象とする施設

(1) 熊毛総合支所（西館総合支所エリア）

(2) ゆめプラザ熊毛

東館・・・子育て支援ルーム、地域活動ワーキング室

貸館利用部分

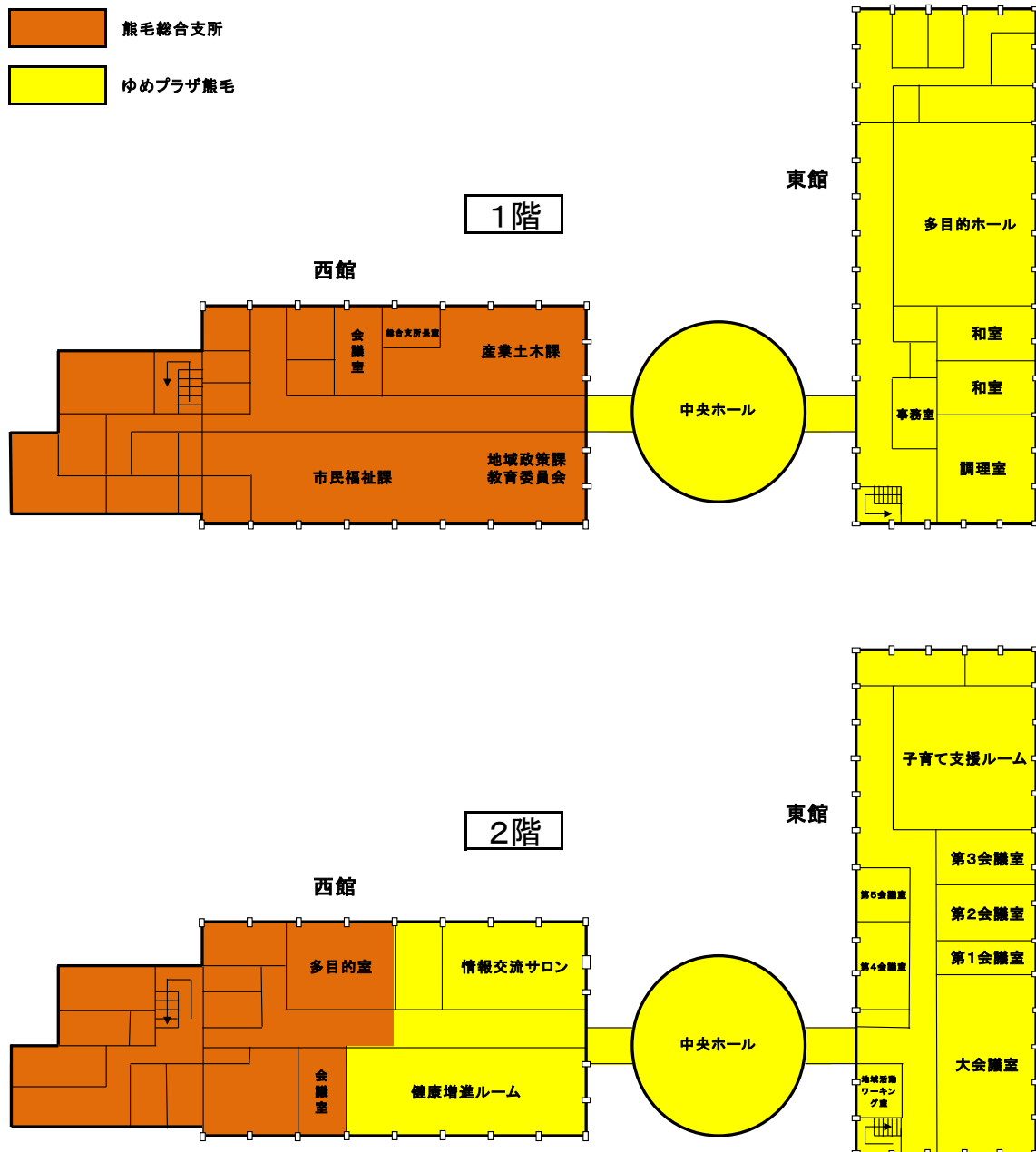
（多目的ホール、和室、調理実習室、大会議室、
第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室）

中央ホール

西館・・・健康増進ルーム、情報交流サロン

図表3 施設配置図

熊毛総合支所・ゆめプラザ熊毛配置図



2. 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表 4 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物					R4自主点検結果							
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	バリアフリーの状況		ハザードマップの状況					
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波	
1	熊毛総合支所	1,856.00	1,496.88	2000	RC /50年	未経過	新耐震	30.60	全部対応	なし					
2	ゆめプラザ熊毛	2,079.17	1,451.52	2000	RC /50年	未経過	新耐震	30.10	全部対応	なし					

* 自主点検は毎年実施

* 構造：SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、W(木造)

* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

- ・新耐震基準で建設されているため、建物の耐震性は確保されています。
- ・施設にはエレベーター、多目的トイレ等の設備が完備されており、バリアフリーに対応しています。利用者の施設内外の移動には特段の問題はありません。
- ・総合支所、ゆめプラザ熊毛ともに土砂災害等の警戒区域には所在しておらず、ゆめプラザ熊毛は災害が発生した場合の避難所としています。
- ・駐車場は敷地内に熊毛総合支所・ゆめプラザ熊毛共通で* 9 4 台分を確保しており、北側駐車場(借地)とあわせると約 1 5 0 台の駐車が可能です。(*障害者用 3 台を含む)

平成 2 5 (2013) 年度には塗装・防水工事等の外壁改修工事を行っており、現在のところ、建物については大きな不具合はありません。設備等については建築後 2 0 年以上を経過していることから、空調設備や照明等の電気設備に経年劣化が進行しており、今後適切な時期の対応が求められます。

3. 提供しているサービスの状況と課題

(1) 【熊毛総合支所】

- ・ 総合支所では、住民票や印鑑登録証明書、戸籍や税に関する証明書の発行、環境・保険年金・保健福祉に関する業務、市道や公園等の管理、産業や観光に関する業務、自治会や市民活動に関する業務などを行っています。また、総合支所だけでは完結できない業務については、所管課との連携により対応をしています。
- ・ 熊毛総合支所から本庁までは約 20 km の距離があり、総合支所は熊毛地域の行政サービス提供の拠点施設として欠かせないものになっています。
- ・ 地域政策課、市民福祉課、産業土木課の 3 課があり、職員数は合計で 29 名です。(令和 4 (2022) 年 4 月現在)
- ・ 地域政策課は、教育委員会事務局総合出張所の業務も行っていきます。
- ・ 利用状況について、総合支所の業務のうち諸証明書等の発行件数で見ると、ほぼ横ばいで推移しています。令和元(2019)年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による諸証明の提出猶予等の措置の影響もあり、減少傾向がみられます。

熊毛総合支所における*諸証明書等発行件数の推移

(単位：件)

年 度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
発 行 件 数	16,813	15,165	13,559	11,768	11,596

*諸証明書等…… 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・税に関する証明書等

(2) 【ゆめプラザ熊毛】

- ・ 子育て支援ルームは、床暖房のフローリングや畳スペースを配置しており、「熊毛子育て支援センターたんぽぽ」として使用しています。なお、熊毛子育て支援センターたんぽぽについては、地域子育て支援拠点施設分類別計画にも記載しています。
- ・ 健康増進ルームでは、主に健康増進に係る事業を進めています。
- ・ 地域活動ワーキング室は、市民活動や交流の場として使用されています。
- ・ 情報交流サロンは、さまざまな地域活動や情報交換のために使用できるサロンであり、また情報公開コーナーを設けており、行政に関するさまざまな情報を得ることができるようになっています。
- ・ 中央ホールは、集いの場、語らいの場として市民が交流できるスペースであり、各種の情報発信も行っていきます。
- ・ 平成 22 (2010) 年度に「ゆめプラザ熊毛」のバス停を設置し、敷地内へ路線バスが乗り入れています。バス路線は徳山駅、下松駅、光市役所の各方面と「ゆめプラザ熊毛」

を結んでおり、周南市東部の交通結節点として重要な役割を果たしています。
また平成29(2017)年度からは、周南市が運行するコミュニティバスの乗降場所にもなっています。

中央ホールは、これらバス等の待合施設としても利用されています。

- 令和元(2019)年度以降の子育て支援センター利用者数の減少については、主として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のための臨時閉所及び利用組数を設けた事前予約によるものです。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により施設利用者数が減少していますが、感染防止対策が進む中、利用者数の回復が課題といえます。

年度別利用状況（ゆめプラザ熊毛貸館部分の利用者数、使用料）

（単位：人、円）

年 度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
年間延べ利用者数	-	36,394	24,346	14,104	12,974
1日あたり平均利用者数	-	101.4	67.8	45.4	44.1
歳入（使用料）	-	159,490	162,890	129,180	171,030

※新型コロナウイルスワクチン接種のための利用者を除く。

※熊毛公民館からゆめプラザ熊毛へ移行してからの実績。

年度別利用状況（子育て支援センターの利用者数）

（単位：人）

年 度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
年間延べ利用者数	6,244	5,994	4,941	2,736	2,714
1日あたり平均利用者数	25.7	24.7	22.5	13	11.9

年度別利用状況（健康増進ルームの利用者数）

（単位：人）

年 度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
年間延べ利用者数	1,477	1,148	933	175	275
1日あたり平均利用者数	23.8	20.9	17.9	7.3	9.5

維持管理コスト

（単位：千円）

年 度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
所要経費	-	23,413	23,984	32,427	26,790

※熊毛公民館からゆめプラザ熊毛へ移行してからの実績。

※熊毛総合支所、ゆめプラザ熊毛の合計額のうち、職員給与費を除く。

第5章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

一次評価を実施したところ、施設の方向性は、熊毛総合支所が継続利用、ゆめプラザ熊毛が受益者負担の見直しとなりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

建物については、建築後21年が経過していますが耐震性も確保されており、また大規模な修繕が必要な箇所もありません。

空調設備や照明等の電気設備は経年劣化が進行しており、今後適切な時期の対応が求められます。空調設備については、令和7(2025)年度までに改修工事を予定しています。照明設備については、今後、周南市役所エコ・オフィス実践プランに基づき、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等に規定する照度等の基準に留意しつつ、施設の用途や費用対効果、今後の施設の活用方針等を十分考慮した上で、LED照明の導入を検討します。

2) 具体的な方針

熊毛地域において総合的な行政サービスを担っている施設であり、現在の施設を継続利用することとします。今後も地域の拠点施設として適正なサービスが提供できるよう、適宜必要な補修を行いながら、長寿命化に向けた維持・保全を図っていきます。

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

受益者負担の見直しについては、第4次行財政改革大綱に基づき、使用料や手数料の算定根拠に、施設の維持費やサービス提供コスト等を適切に反映させているか定期的に検証し、適正化を図ります。

また、使用料等の減免適用状況等を踏まえ、必要に応じて減免基準を見直します。

図表 5 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物							一次評価	総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	結果		R5	R6	R7	R8	R9
1	熊毛総合支所	21	RC /50年	未経過	新耐震	30.60	全部対応	なし	継続利用(現状維持)	長寿命化(使用目標年数60年)	空調改修				
2	ゆめプラザ熊毛	21	RC /50年	未経過	新耐震	30.10	全部対応	なし	受益者負担の見直し	長寿命化(使用目標年数60年)	空調改修				

第6章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9（2027）年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料1（第4章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第4章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表6 建物の現状一覧（詳細）

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	主たる建物											R4自主点検結果														総合劣化度	バリアフリーの状況					ハザードマップの状況									
		総床面積 (m ²)	床面積 (m ²)	建築年度	主構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	【建築編】							【設備編】							対応	エレベーター・手すり	入口の段差解消	施設内の段差解消	多目的トイレ		該当	土砂	洪水	高潮	津波										
								1.構造部材		2.外壁、防水		3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備		7.敷地													1.電気設備					2.機械設備				
								基礎	屋根	ドレン・とい	外壁・ひさし	扉	窓	防火戸	床仕上げ	階段	内壁	天井	擁壁	門扉	塀 (C、B、フェンス等)												排水設備 (側溝)	分電盤	照明器具	スイッチ・コンセント	自動火災報知装置	外灯	非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備
1	熊毛総合支所	1,856.00	1,496.88	2000	RC /50年	未経過	新耐震	A	C	A	A	A	A	A	—	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	30.60	全部対応	○	○	○	○	なし				
2	ゆめプラザ熊毛	2,079.17	1,451.52	2000	RC /50年	未経過	新耐震	B	A	A	A	A	A	A	—	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	30.10	全部対応	○	○	○	○	なし					

* 自主点検結果

・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。

A:劣化がなく建物の利用に支障なし

B:劣化はあるが建物の利用に支障なし

C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある

・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

●個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化(集約化)	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化(共用化)	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用(現状維持)	現状維持のまま継続的に利用します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
継続利用(規模縮小)	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか?」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒	◇ 民間譲渡
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在する ⇒	◇ 廃止
		◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス存続	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ 共同利用
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	◇ サービス廃止	◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ 廃止
サービス水準の適正化	「施設の量(数、面積)は現状のままでよいのか?」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模(延床面積)の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 廃止
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 利用圏域 地域以外 ⇒	◇ 転用
		◇ 地域 ⇒	◇ 地域移譲		
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか?」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合
		◇ 今後の利用者数が減少見込み		統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒	◇ 統廃合
		◇ 同種、類似の市施設が存在		統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	◇ 継続利用(規模縮小)
		◇ 複合化(集約化)の検討	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化(集約化)
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか?」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化(共用化)
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	◇ 多目的化
		◇ 今後の利用者数が減少見込み			
		◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続		◇ 民間活力の拡大 (指定管理、PFI/PPP)
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 受益者負担の見直し

**周南市熊毛総合支所・ゆめプラザ熊毛
施設分類別計画**

平成29(2017)年12月

(令和5(2023)年3月改訂)

熊毛総合支所地域政策課

〒745-0698 周南市熊毛中央町1-1

電話 0833-92-0008

FAX 0833-92-0004

電子メール km-chiiki@city.shunan.lg.jp